

伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業業務委託基本仕様書

1 目的

伝統工芸品等産業においては、海外製品の流入やライフスタイルの変化により需要が低迷していることから、新たな販路開拓や新商品開発等により売上げを回復していく必要がある。

しかし、販路開拓等の取組みに対して知見がなく、有識者とのつながりもないため、自社が抱える課題等に対して有効なアプローチの方法がわからないという伝統工芸品等産業事業者も多数存在する。

そのため、当該事業者のもとに伝統工芸品等産業の流通販売等に知見を持つ者を派遣し、課題の解決を図ることで、本県の伝統工芸品等産業の振興を図るものである。

なお、本仕様書における「伝統工芸品等」の定義は、以下のいずれかに該当する製品とする。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条に基づき、経済産業大臣から指定を受けた品目の製品
- (2) 次に掲げる条件を概ね満たす製品
 - ① 主として日常生活の用に供されるものであること
 - ② 製造過程の主要部分が手工的であること
 - ③ 伝統的技術又は技法によって製造されるものであること
 - ④ 伝統的に使用されてきた原材料を用いていること

2 委託業務の内容

- (1) プロジェクトマネージャーの配置
 - ・ 本事業全体のマネジメントを行い、県との連絡調整役を担うプロジェクトマネージャーを1名配置すること。
 - ・ プロジェクトマネージャーは、伝統工芸品等産業の流通販売、一般消費者及びバイヤーが求める商品の情報に精通した者であること。
- (2) 対象事業者の選定
 - ・ 県が山形県内の伝統工芸品等産業事業者を対象に別途行う希望調査の結果をもとに、県と協議のうえ3者程度を選定すること。
 - ・ 効果的な対象事業者の選定基準を提案すること。
- (3) 指導・助言の実施
 - ・ 対象事業者が抱える販路開拓や商品開発等の課題に対して指導・助言を行い、課題の解決策の策定に係る支援を行うこと。
 - ・ 対象事業者が抱える課題を解決するための有識者や専門家を同席させるなど効率

的・効果的な指導・助言を行うこと。

- ・ 指導・助言は1回あたり2時間程度とする。回数は1参加者当たり6回程度、全ての参加者の合計は20回程度とする。指導・助言の頻度は月1回程度を想定しているが、効果的な指導・助言とするため、参加者と調整のうえ想定する指導・助言の頻度を変更しても構わない。
- ・ オンラインによる指導・助言も可能であるが、全体の半数以上は現地にて行うこと。
- ・ 参加者の所在地までの交通費（宿泊費含む）は業務委託料に含まれるものであること。
- ・ 対象事業者ごとに指導・助言に係る事業計画（スケジュール、本事業の目標を含む）を作成すること。

3 業務報告等

- (1) 委託業務が完了したときは業務完了報告書（様式任意）を作成し、令和7年3月31日（月）までに提出すること。
- (2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合には、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用については、受注者の負担とする。

4 履行期限

令和7年3月31日（月）

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。
- (2) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは、発注者に責任がある場合を除き、速やかに発注者に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。